

大分市カイゼン運動 (カイゼンの匠運動) 平成21年度 活動報告書



た：たのしく
く：工夫して
み：みんなで
カイゼン♪



< 目 次 >

1. 大分市カイゼン運動(カイゼンの匠)の概要 1
 2. 平成21年度カイゼン提案・実績一覧表 5
 3. 大分市カイゼン運動発表会“おおいた匠グランプリ2009” . . . 11
- 【参考】 大分市カイゼン運動の実施に関する要領 12

平成22年 3月
カイゼン運動推進サポートチーム

1. 大分市カイゼン運動(カイゼンの匠運動)の概要

大分市では、平成21年度から大分市カイゼン運動“カイゼンの匠”を実施しています。各職場、各職員が自らの課題を自らの手により見つけ、これを解決していくために、自由な発想の下に改革・改善への取組を実践しています

(1) 運動の目的

大分市の職員又は職場のグループが、提案に基づき自分たちの仕事や職場環境などについて、自ら実践し、見直すことにより、市民サービスの向上や業務の効率化、職員の改革意欲の高揚などを図ることを目的とします。

(2) 運動の内容

- ① 個々の職場における職務の進め方や環境等について、提案者自らが実施出来る範囲で提案する。
- ② 提案について、サポートチーム(※)で実施可能性等を検討する。
- ③ 企画課長に検討結果を報告し、実施可能と判断された場合は、関係部局長・課長の了承を得た後、提案者自らが実践する。
- ④ 実施報告書を企画課長に提出し、結果を市長等に報告するとともに市民・職員に公表する。また、取組における成果を職員に共感かつ共有させ、及びその拡大を図るとともに、職員の計画、企画案の発表能力の向上等に資するため、必要に応じて発表会を開催する。

※サポートチームとは、カイゼン運動を推進するため、広報や調査・研究並びに発表大会の準備等を行う組織です。

(3) 運動の名称

《た：楽しく　く：工夫して　み：みんなでカイゼン》

の頭文字からネーミングしたもので、職員一人ひとりが職場の課題を見つけ、自ら積極的に課題の解決に取り組み“市役所職員の匠＝プロ”になることを目指しチャレンジし続ける運動です。

(4) 運動の参加者

カイゼンの匠運動の参加対象者は大分市の全職員とし、参加は各職員・職場の自主的な意思によるものです。

(5) 職員提案制度との違い

職員提案制度は、職員が他の部署の仕事も含め、「政策的な提案から業務に係る改善まで」を提案する制度であり、提案者は提案するにとどまっているのがほとんどであります。

一方、カイゼン運動は、職員が「自らが実施できる業務の執行、執務環境等に係る改善」を提案し、実施可能と判断された場合は、提案者自らが実践する制度であります。

(6) 広報誌の発行

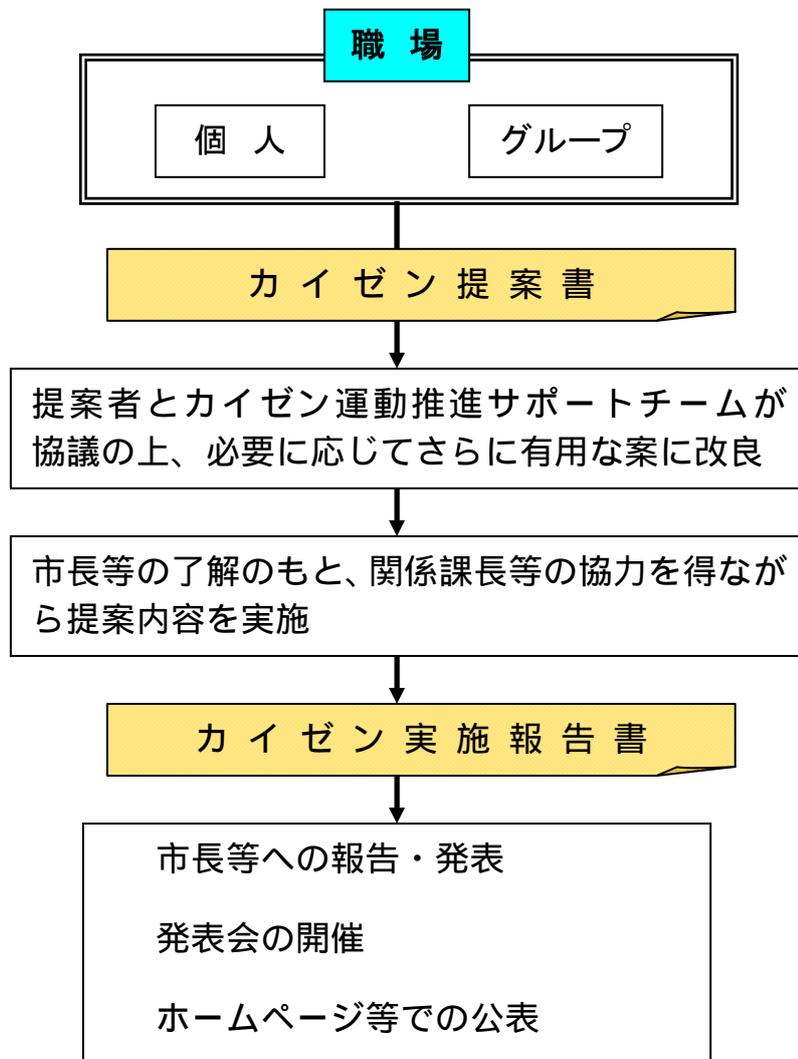
カイゼンの匠運動の情報発信と参加促進のため、カイゼン運動推進サポートチームが「カイゼンの匠新聞」という名前で広報誌を発行しました。

【平成21年度 カイゼンの匠新聞 内容一覧】

号数	内容	発行日
創刊号	カイゼン運動始めました！	H21.4.21
第2号	カイゼン運動はこうした流れで進みます！	H21.5.21
第3号	カイゼン提案14件 市長に報告・了承！ カイゼンの匠事例集【平成21年4、5月分】	H21.6.12
第4号	ご紹介します！他都市のカイゼン！！ 業務改善運動取組自治体一覧	H21.6.19
第5号	募集します！カイゼン運動のシンボルマーク！！	H21.7.21

第6号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part1	H21.8.21
第7号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part2 カイゼンの匠事例集【平成21年6～8月分】	H21.9.11
第8号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part3 サインの設定方法について	H21.9.18
第9号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part4	H21.10.7
第10号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part5 メールの転送、電子文書の收受等マニュアル	H21.10.21
第11号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part6	H21.11.11
第12号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part7	H21.11.20
第13号	今、そこにあるカイゼン カイゼンの現場を直ゲキ part8	H21.12.21
第14号	3月2日(火)に開催します カイゼン運動の発表大会！ カイゼンの匠事例集【平成21年9～12月分】	H22.1.15
第15号	発表事例が決定しました♪ 5事例を厳選！	H22.2.8
第16号	おおいた匠グランプリ2009 まもなく開催します！ 大会チラシ、当日プログラム、改善提案・実績一覧表	H22.2.22
第17号	おおいた匠グランプリ2009 開催しました part1 カイゼンの匠大賞は下水道計画課に決定！！	H22.3.8
第18号	おおいた匠グランプリ2009 開催しました part2 石原審査委員長の基調講演特集	H22.3.18
第19号	おおいた匠グランプリ2009 開催しました part3 大会終了後のアンケート結果	H22.3.26
第20号	平成21年度の取組をまとめました♪ カイゼンの匠運動 平成21年度活動報告書を発行！	H22. 3.31

【参考:フロー図】



2. 平成21年度カイゼン提案・実績一覧表

番号	所属	カイゼン提案名	提案された内容	実施後の状況
1	総務部 総務課	法人破産手続等文書の電子化と文書受取先の統一	法人破産手続など裁判所等から届いた文書の各課への通知について、紙ベースから、PDF化しメールで送信する方法に変更する。 ②裁判所へ依頼し、送付先を総務課へ統一してもらうよう 依頼する。	文書コピー等の経費が削減されるとともに、市の窓口を一本化することによって各課への確実な周知が行われ、情報の伝達漏れを防止できた。
2	総務部 総務課	防犯ブザーあります	過去の統計調査で余分が発生した防犯ブザーを希望する児童育成クラブへ提供する。	新規購入経費(280個分)が削減されるとともに、防犯意識の高揚が図られた。
3	総務部 総務課	スキャンで快適文書整理	紙ベースで管理していた資料をスキャナーで電子化するとともに、担当でデータを共有する。	約600件、3,500ページの例規を電子ファイル化することによって、検索性・閲覧性が高まり事務が効率化されるとともに、資料の毀損等がなくなった。
4	総務部 人事課	大分市を他都市にPR!	他都市からの照会を回答する際など、担当者連絡先の下に大分市を紹介するホームページ等のURLを貼付する。	本市CM等を見てもらうことによって、本市のPRにつながった。
5	総務部 契約監理課	ファイルサービス一覧を作成	課のファイルサービスに掲示する要綱・要領等の一覧を体系的に並べたものを作成し、閲覧する人が見たい情報をすばやく探せるようにする。	他課からの問い合わせがほとんどなくなるとともに、帳票検索が短時間で行えるようになった。
6	企画部 企画課	共有ホルダーの整理・ルール化	共有ホルダー内にある不要なデータは削除するなど、データ保存の整理・ルール化を図る。	データ検索が容易になるとともに、2.7G分の空き容量が生じた。
7	企画部 企画課	全庁ネットワークでスケジュール管理	全庁ネットワークにスケジュールを全員入れることにより、会議等の時間設定の効率化を図る。	職員のスケジュールを把握することによって、課内会議等の日程調整も容易に行えるようになった。

番号	所属	カイゼン提案名	提案された内容	実施後の状況
8	企画部 企画課	ストップ！ 紙ベース回覧	各課から届いた重要度、緊急度が低い文書は紙に打ち出さず、メールで課の職員に送付する。	取組を始めて半年で約200件の文書を紙に打ち出さず処理するとともに、全員が即時に情報を得ることが可能となった。
9	企画部 企画課	企画課よくある 質問解消作戦！	実施計画、行政評価に係る各課からの質問を整理・集約し、Q&A集を作成することによって、次年度以降に活用する。	Q&Aを整理していく中、課内の担当者間の意思疎通が図られ、各課に統一的な説明が出来るようになった。
10	企画部 企画課	新聞記事の 回覧	新聞記事の切り抜きを行った後に回覧を行い、その後にファイルに綴じる。	担当以外の業務に関連する多種多様な情報を知りうる機会が増えた。
11	企画部 企画課	部長の仕事宣言の 進捗状況を 部長室に掲示！	部長の仕事宣言の目標値及び現状の数値等が一目でわかる表を、用途の終えたポスターの裏紙を利用し、部長室に貼付する。	毎月の進捗状況が一目でわかるようになるとともに、部局職員との意識の共有化が図れた。
12	企画部 情報政策課	印刷枚数削減	メール等の電子文書は文書管理システムの供覧機能等を利用するとともに、積極的に電子決裁を利用する。また、それら取組を各課へ徹底するよう働きかけを行い、全庁的な取組を促す。	課内では、ほとんどの案件について電子決裁等を活用した。今後、他課にも利用を促していく。
13	企画部 広聴広報課	「フレッシュお おいた」をPR	①本庁舎1階案内所の頭上の特大モニターでフレッシュ おおいたを放映する。 ②市民課待合ロビーのテレビで、フレッシュおおいたを放映する。 ③市内の屋外掲示板にフレッシュおおいたのポスターを 掲示する。	より多くの市民、職員に周知が図られ、平均視聴率も約2倍の12%となった。
14	企画部 広聴広報課	市報封筒で 広報力アップ！	余った「市報おおいた」で庁内向けの封筒を作成する。	発行済の市報の再利用により、掲載内容について再周知を図るとともに、市報保管スペースの空きが生じた。

番号	所属	カイゼン提案名	提案された内容	実施後の状況
15	企画部 広聴広報課	「市報おおいた」 が待ってるよ！	市民が待ち時間に市報を閲覧できる よう、市民課や病院、駅などの待合 室に市報を配置してもらう。	市民が市報を閲覧する機会が 増えた。
16	企画部 広聴広報課	「市長記者会見」 でPR	市長の「定例記者会見」時等に、バック パネルを設置する。	メディアを通して、発表項目の他 にバックパネルに掲載した内容 を広報できた。
17	財務部 財政課	用途を終えた チューブファイル を他課へ！	定額給付金事務局解散に伴い、 使用済チューブファイル等を希望 する課に配布する。	新品同様のチューブファイル 550 冊等を必要な課へ配布した。
18	福祉保健部 子育て支援課	用途を終えた ポスターを保育所 にあげます	用途を終えたポスター等を保育所や 幼稚園に配付し、裏紙利用してもらう。	大量の利用済みポスターを再 利用することによって、保育所 等で子どもの遊戯用に新たに 購入する必要がなくなった。
19	福祉保健部 あかつき保育所	落ち葉の変身！	落ち葉拾いや草むしりを遊びの一つ として行った後、それらを捨てずに 腐葉土にし、大豆作り等に活用する。	園庭がきれいになるとともに、 自分達が作った肥料を使い花 や野菜を育てることによって、 植物への愛情が芽生えた。また、 保護者や地域の人とのコミュニ ケーションがいっそう図れた。
20	福祉保健部 浜町保育所	親子の絆を 深めよう！	倉庫代わりに使われていたホールを 片付けて、保護者が子どもに迎えに きた際、親子でゆっくり絵本を見られ る場所をつくる。	帰宅してからも絵本を通じての 会話やふれあいが増すとともに、 子どもの情緒の安定にもつながっ た。
21	環境部 環境対策課	机の中に眠った 事務用品を効果 的に再利用	課員の机に眠る重複文具を総点検し、 出てきたものを優先的に活用すると ともに、管理責任を明確にするため 名前を付すなど、物を大切にす る意識の向上を図る。	ボールペン 45 本、蛍光ペン 8 本、 油性ペン 8 本などが回収され、 使用しない物品を所持すること の無駄に気付き、ペン 1 本から のコスト意識を向上させることが できた。

番号	所属	カイゼン提案名	提案された内容	実施後の状況
22	商工農政部 観光課	本棚を見やすくする	文書はすべて本棚に並べるようにし、頻繁に使う文書は扉のない本棚に、頻度の低い文書や個人情報が入った文書は扉付の本棚に、などのルール化を図る。	支出負担行為等の支払書類を節ごとに系統立てて並べることなどによって、事務の効率化が図られた。
23	商工農政部 観光課	高崎山を市民だけでなく職員にもPR	市役所の掲示板等、空スペースに積極的に高崎山のポスターを貼り市民だけでなく職員にも広報する。	より多くの市民や職員に動機付けを行うことができた。
24	商工農政部 観光課	大分市動画サイト「まなびのガイド」とのリンク	観光課の責任ページや観光協会のホームページと、「まなびのガイド」をリンクさせることで、「まなびのガイド」が所有する動画コンテンツを、観光情報として提供する。	大分市CMのページとリンクさせることで、ホームページ公開が可能となった。またアクセス数は10,000件を超え、まなびのガイドの動画再生数も過去最高を記録した。
25	商工農政部 観光課	宣伝計画の把握	年間予定、現状の執行額等を表にして書き出し、1年間のスパンで把握できるようにする「宣伝計画」を作成する。	他の担当者との連携や新規の宣伝を行う際の金額調整など「選択と調整」に効果を発揮した。
26	商工農政部 観光課	公共掲示板でPR	市内10ヶ所に設置されている「大分市公共掲示板」で、職員手作りのポスターを掲示し「高崎山市民無料の日イベント」をPRする。	イベント当日の入場者は前年同時期のおよそ3倍の3,700人となった。
27	都市計画部 都市交通対策課	くるくるコードが絡まないよシール	電話の本体と受話器を繋ぐコードの線が回転し絡まることを防止するため、受話器にシールを貼り回転防止の注意喚起を行う。	電話コードの絡まりが全く無くなって、業務の効率化が図られた。
28	都市計画部 都市交通対策課	立ち会議で会議時間を短縮！	課内会議をできるだけ立ち会議で実施することにより、会議時間の短縮及び効率化を図る。	会議時間の短縮が図られ、中身の濃い効率的な会議となった。

番号	所属	カイゼン提案名	提案された内容	実施後の状況
29	都市計画部 街路建設課	イベントPR用 名札を作成	職員や事業・イベントに携わる人が、 お金をかけずイベントをPRできる よう、PR名札を作成し、衣服に つけることで常時PRを行う。	イベントについて説明する機会が 増えるとともに、PR経費の節減が 図られた。
30	下水道部 下水道建設課	目標を全職員 で共有化	ホワイトボードや張り紙の掲示、 メール配信等により、職員全員で 話し合った目標を周知し共有を図る。	業務の目標を共有しあうことに より、課員の仕事に対する意識 の向上が図られた。
31	選挙管理委員会 事務局	印刷(コピー)の 抑制	コピー等に対するコスト意識の高揚 を図るためパソコンに「両面印刷」 「印刷1枚4円」などのテプラを 貼る。	職員のコスト意識が働いた結果、 コピー用紙使用量が1ヶ月平均 約5千枚減少した。
32	選挙管理委員会 事務局	チラシ等の裏紙 使用の促進	裏面使用できそうなものは捨てずに 使用する。また、つるつる材質の チラシは1階キッズルーム等に 配布し、お絵かき用に使ってもらう。	きれいな紙の使用量が減り、 紙の節約につながるとともに、 キッズルームにも喜ばれた。
33	選挙管理委員会 事務局	コップ洗い等の セルフサービス化	コップ洗い等をセルフサービス化 にする。	洗う職員の業務負担が減り、仕事 能率が向上するとともに、今まで 洗ってくれていた人の負担を知る ことができた。
34	選挙管理委員会 事務局	第2庁舎エレベ ータに期日前投票 所を明記	第2庁舎エレベータの6階ボタン横に 期日前投票所を示す テプラを貼るとともに、3階ボタン横に 本庁舎連絡通路のテプラを貼る。	期日前投票へ行く市民が迷うこと なく投票所へたどり着けた。また、 本庁舎から第2庁舎の投票所へ 行く市民がエレベータで降りる 場所を迷うことなく目的の場所へ たどり着くことができた。
35	教育部	チャレンジ・ヘル スアップに伴う 教育委員会取組	チャレンジ・ヘルスアップの一環で、 教育委員会内で取り組んでいる職員 を対象に「紅葉探勝ウォーキング」 を企画し、有志で実行する。	「この運動のおかげで体を動かす ことが気持ちよくなりました」や 「11月はサボってしまいました」と いった感想が寄せられ、多少なり とも健康に対する意識付けになっ た。

番号	所属	カイゼン提案名	提案された内容	実施後の状況
36	教育部 教育企画課	教育委員会の案内上手	教育企画課内において毎月の業務ごとの来庁者数を予想し、来庁者の多い順で案内板を作成。毎月初めに該当月の掲示板に入れ替えを行う。	迷わずに目的の課にたどり着いた市民が増えるとともに、職員が市民を案内するうえでも役に立った。
37	教育部 教育企画課	教育委員会の案内上手PART2	無造作に貼ってあるポスターに一定のルールを設け、「案内板」等の重要な表示を市民がより簡単に見つけられるようにする。	壁がポスターで隠れることがなくなるなど、案内板が目立つようになった。また、来庁した市民が待ち時間にポスターをじっくり見てもらえるようになり、ポスターの効果が上がるとともに待ち時間の苦痛が減少した。
38	教育部 教育企画課	節水たくま	「水の出しっぱなし非エコ宣言！」の文言をテプラで作成し、ペットボトルに貼付け洗面台に設置する。その際、造花を入れて、味気ないペットボトルに花を添える。	水の出しっ放しを控えるなど、職員が意識するようになった。
39	教育部 教育企画課	洗面所の漏水は拭こう	洗面所に「あふれた水はこのタオルでふき取ってください。」等の文言とともにふき取り用タオルを設置し、自分でこぼした水は自分でふいてもらうようにする。	洗面所の周囲にこぼれた水が、あふれて下に落ちることがなくなり、清潔感が増すとともに掃除の手間が減った。

3 . 大分市カイゼン運動発表会 “ おおいた匠グランプリ 2009 ”

カイゼン運動のさらなる拡大を図るため、今年度取り組んだカイゼン運動事例の中で、優れた成果を上げた事例を発表し合い、市役所内で情報を共有するとともに、職員の企画立案能力及び発表能力の向上等に資することを目的とした発表大会を開催しました。

- ① 開催日時
平成22年3月2日(火) 14:00～16:20
- ② 開催場所
大分文化会館 第一小ホール
- ③ 参加対象者
大分市職員
- ④ 事例発表団体(発表順)

課名等	取組タイトル	贈られた賞
広聴広報課	「市長記者会見」でPR	
浜町保育所	親子の絆を深めよう!	
街路建設課	イベントPR用名札を作成	
教育企画課	教育委員会の案内上手	準カイゼンの匠賞
下水道建設課	目標を全職員で共有化	カイゼンの匠大賞



【参考】 大分市カイゼン運動の実施に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、個々の職場における業務の執行、執務環境等について、職員の創意工夫又は主体的な実践活動を通じて見直しを行うことにより、市民サービスの向上、業務の効率化等を図るとともに、職員の改革意欲の高揚、連帯感の醸成等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カイゼン運動 業務の執行、執務環境等に係る改善等に関する提案（以下「カイゼン提案」という。）に基づき、当該カイゼン提案を行った者（以下「提案者」という。）自らも当該改善等に係る方策を実施することにより、前条に定める目的の達成を目指す運動をいう。
- (2) 市長等 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者をいう。

（対象職員）

第3条 カイゼン提案をすることができる職員は、市長事務部局、教育委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局、消防局及び水道局に所属する職員とする。

（提案の範囲）

第4条 カイゼン提案は、提案者自らが実施できる内容の範囲内で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民サービスの向上に関するもの
- (2) 業務効率等の向上に関するもの
- (3) 経費の節減又は収入の増加に関するもの
- (4) 執務環境の改善に関するもの
- (5) その他公益上有益であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、自らの職場において現に実施し、又は既に実施したものであって、他の職場において実施することにより、第1条の目的に適合すると認められるものについて、カイゼン提案をすることができる。

（提案の方法）

第5条 カイゼン提案は、カイゼン提案書（様式第1号）を企画課長に提出することにより行うものとする。

- 2 カイゼン提案は、職員自らの職場において、単独で、若しくは2人以上で共同し、又は当該職場を単位としてこれを行うことができる。

(提案内容の検討及び決定)

第6条 企画課長は、前条第1項のカイゼン提案書の提出があったときは、その実施の可能性等について、第11条に規定する大分市カイゼン運動推進サポートチーム(以下この条、第8条及び第9条において「チーム」という。)に検討を要請するものとする。

- 2 前項の場合において、チームは、当該カイゼン提案書の内容が更に検討及び改良を加えることにより一層有用なものとなると認めるときは、提案者と協議の上、必要な修正を加えることができる。
- 3 チームは、前2項の検討又は修正の結果、カイゼン提案に係る内容の実施が可能であると認めるときは、その旨及びカイゼン提案の内容を企画課長に報告するものとする。
- 4 企画課長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該カイゼン提案に係る内容を市長等に報告しその実施についての了解を得た上で、関係課長等に協力を求めるとともに、提案者にその旨を通知するものとする。

(提案の実施)

第7条 提案者は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、自らカイゼン提案に係る内容に沿ってこれを実施し、又は実施することとなった職場に対し実施の協力を依頼するものとする。

- 2 カイゼン提案に係る関係課長等は、その実施に協力しなければならない。
- 3 提案者は、カイゼン提案に係る内容を実施するに当たり、その成果及び課題を把握しなければならない。

(実施結果の報告)

第8条 提案者は、毎年度、カイゼン実施報告書(様式第2号。以下この条において「報告書」という。)により、カイゼン提案に係る内容の実施結果を企画課長に報告しなければならない。

- 2 企画課長は、前項の報告書の提出があったときは、当該報告書をチームに送付するものとする。
- 3 チームは、前項の規定により送付を受けた報告書を集約し、その結果を市長等に報告するものとする。

(発表会の開催)

第9条 チームは、カイゼン運動の実施の成果を職員が共有することによりその拡大を

図るとともに、職員の企画立案能力及び発表能力の向上等に資するため、必要に応じて発表会を開催し、提案者に市長等及びカイゼン運動を実施した職場の職員等に対し、カイゼン提案に係る内容の実施結果を発表させるものとする。この場合において、チームが必要と認めるときは、発表会において未だ実施に至っていないカイゼン提案についても発表することができる。

(カイゼン運動の公表等)

第10条 企画課長は、カイゼン運動の進捗状況等について、市民及び職員に適宜公表するものとする。

(大分市カイゼン運動推進サポートチームの設置)

第11条 本市におけるカイゼン運動を推進するため、大分市カイゼン運動推進サポートチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第12条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この要領の規定によりその所掌とされた事項
- (2) カイゼン運動の調査及び研究に関する事項
- (3) その他カイゼン運動の推進に関し必要と認められる事項

(組織)

第13条 チームは、統括者、副統括者及び市長が指名する者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 統括者は企画課行政改革推進室長を、副統括者は統括者が構成員のうちから指名する者をもって充てる。

(統括者及び副統括者の職務)

第14条 統括者は、チームを代表し、チームの事務を統括する。

- 2 副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき、又は統括者が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第15条 チームの設置期間は、平成21年4月6日から第12条各号に掲げる所掌事項が終了する日までとする。

(関係部局等の協力)

第16条 チームは、事務処理上必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出、

説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第17条 チームの庶務は、企画部企画課行政改革推進室において処理する。

(統括者への委任)

第18条 第11条から前条までに定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、統括者が別に定める。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、カイゼン運動の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月6日から施行する。